2026年度～2030年度（債）袋井市森町広域行政組合例規データベース等更新業務委託
仕 様 書

2026年11月6日
袋井市森町広域行政組合

1　目的

袋井市森町広域行政組合（以下「本組合」という。）における例規改正及び例規審査等の法制執務に係る業務の効率化、例規集維持管理における更なる確実性・正確性の向上を図るとともに、法令改廃情報等の迅速な把握及び提供を行うことを目的とする。

2　導入システム

受託者の管理するサーバ機上で、随時内容更新可能な例規管理システム、法制支援システム及び関連するデータベースシステム（以下「システム」という。）を構築・運用する。なお、各システムの仕様は、「４　各システムの概要」のとおりとし、全て同一のインターフェースで一体的な利用が可能であること。

（１）導入システム（※詳細は、２ページから５ページまでに記載）

ア　例規管理システム

イ　法制支援システム

ウ　外部公開用例規

（２）システム利用期間　2027年４月１日から2031年３月31日まで

（３）システムへ構築するデータ（2026年７月31日現在）

次のとおり本組合から提供する例規について、システムの構築を行うこと。

ア　現行例規　153件

イ　廃止例規　 22件

ウ　上記の条文中に引用される法令又は例規（その時点で有効な条文）へのリンク

エ　2005年度以降の過去例規データを登載すること。

（４）「例規管理システム及び外部公開用例規」のデータ更新

ア　例規更新データ作成は、本組合が依頼した都度更新を行うものとする。

イ　更新データ予定件数は、年間約25件（法改正等の影響で、新規制定及び改正件数の増減有）とする。

ウ　本組合が提供する例規データは、Microsoft社のソフト（Word及びExcel）で行うものとする。

3　システム動作環境

（1）システム稼働環境

受託者の管理する「インターネット・データ・センター」（以下「ＩＤＣ」という。）において、稼動・運用すること。ただし、本組合及び袋井市がネットワークの切り替えの必要性が生じた場合には、本組合及び袋井市が要求するシステム又は機能について柔軟に対応できるシステムとすること。

（2）システム運用サーバ機

ア　システムは全てインターネット環境内で提供を行うこと。

イ　システムの認証は、ＩＰアドレス認証又はＩＤ認証等により庁外とのアクセスを制限すること。

ウ　ＩＤＣ方式（Ｊ－ＬＩＳ基準による運用）にて管理するサーバ機については、システム運用に支障がない十分なスペックを有すること。

エ　サーバ等を設置する施設は、物理的な堅ろう性とセキュリティを備えたサーバルームと広帯域なバックボーン回線を備え、火災や地震などの耐障害性に優れ、二重化電源設備が施された施設とし、安全対策を講ずること。

オ　サーバルームは、24 時間 365 日体制で監視が行われ、入退室を厳しくチェックする体制が構築されていること。

カ　ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能にて、サーバ機の安全性を確保するとともにシステムに必要な最新パッチ情報を適用する体制が構築されていること。

キ　データバックアップを日々実施し、万が一障害が発生した場合においても即座にデータ復旧可能な体制が構築されていること。

（3）クライアントＰＣ

次の要件で安定して正常に稼働すること。

ア　ＯＳ：Ｗｉｎｄｏｗｓ11（64 ビット）

イ　ブラウザ：Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ｅｄｇｅ、Ｇｏｏｇｌｅ　Ｃｈｒｏｍｅ

4　各システムの概要

（1）各システム共通事項

ア　システムは、ＩＰアドレス認証又はログインＩＤとパスワード等セキュリティ機能等を有すること。

イ　ポータル画面から各システムにアクセスすることが可能であること。

（2）例規管理システム（同時アクセス無制限）

次に示すシステム機能を利用することにより、例規の検索を可能とするとともに、例規

施行日ごとの履歴管理、例規単位での更新を実現する機能を有すること。

ア　検索機能

（ア）システムに搭載する検索エンジンプログラムについては、信頼性・安定稼動が保障され、十分な実績を持つプログラムを利用すること。

（イ）目次検索、五十音索引検索、用語検索、引用検索、制定沿革検索を有すること。

イ　一覧表示機能

（ア）用語検索結果は、題名及び検索時に指定した用語ヒット一覧を同時に表示ができること。

（イ）例規更新状態、最終改正公布日、所管部署情報を例規名とともに表示ができること。

ウ　全文（条文）表示機能等

（ア）表示されている例規の構造を内容目次として表示できること。

（イ）本則は、条項までの階層化がされ、条には、条見出しを付加して表示できること。

（ウ）公布日（未施行分も含む。）単位での例規改正情報を選択し、閲覧できること。

（エ）条単位での改正履歴が閲覧できること。

（オ）改正附則には、それぞれの発令を付加して表示できること。

（カ）別表、様式には、それぞれ別表番号、様式番号が階層化して表示できること。

（キ）表示されている目次にリンク設定を行い、指定した箇所にジャンプできること。

（ク）ダウンロード箇所、新旧対照表箇所の指定ができること。

（ケ）様式については、リッチテキスト形式のデータとリンクができること。

（コ）用語検索の結果、ヒットした文字列はそれぞれ別色で表示できること。

（サ）条文中で引用している他の例規（「条例」のように略称で表記されている箇所含む。）については、リンク設定がされており、クリックすると該当する例規を参照できること。

エ　ダウンロード機能

（ア）内容目次で指定した条項をリッチテキスト形式データとしてクライアントパソコン等に保存できること。

（イ）内容目次で指定した条項をリッチテキスト形式データとして、指定する新旧対照表の体裁でクライアントパソコン等に保存できること。

オ　履歴管理機能

（ア）改正履歴管理機能

例規施行日ごとに例規情報を管理するとともに指定した時点ごとの閲覧・検索が可能であること。

（イ）廃止例規管理機能

廃止された例規を廃止根拠とともに蓄積し、一覧から該当の例規内容を参照できること。

カ　更新管理機能

（ア）収録件数及び題名単位による更新履歴情報の閲覧、一覧表形式でのファイル出力ができること。

キ　セキュリティ機能

（ア）システムは、ＬＯＧＩＮ　ＩＤとパスワード等によるセキュリティ機能等を有すること。

（イ）管理者権限設定により、各種設定を変更する機能を有すること。

ク　例規原議管理機能

（ア）既に作成されている例規原議のワープロファイル（「制定・改廃趣旨」、「制定・改正文」、「新旧対照表」）をサーバ上に登録し、一元管理できること。

（イ）登録された原議情報については、キーワード検索ができること。

ケ　全国例規集・類似例規検索・比較機能

（ア）インターネット上に公開されている全国自治体の例規について検索・閲覧ができること。この場合において、例規種別、自治体規模別、都道府県別に応じて絞り込むことができること。

（イ）表示されている例規から、類似している例規を検索できること。

（ウ）検索結果は、比較元と比較先の例規の違いを、色分け、見え消しで表示できること。さらに、比較先の例規に新たに改正があった場合は、改正後の条文とも比較できること。

（エ）例規単位、条単位で他自治体例規との比較が可能なこと。

（オ）比較表画面から、改正案（見え消し）を作成、新旧対照表を出力できること。

（カ）個別のＩＤ、パスワードによるログインを必要とせず、全職員が即座に利用可能なこと。

（３）法制支援システム（同時アクセス無制限）

下記に示すシステム機能等により、例規改廃業務支援を可能とする機能を有すること。

ア　基本仕様

（ア）従来の内容更新回数にとらわれず例規の改廃が発生した時点での更新作業（随時更新）も可能なシステムであること。

（イ）システム動作環境で示すＷＥＢブラウザのみで、立案・審査に関する機能操作を実現できること。

（ウ）例規の立案・審査進行状況について、システムを通じて確認できること。

（エ）現行条文に修正を加え、改正後条文が把握できる新旧対照表の自動生成が可能であること。

（オ）作成した改正後条文から、改め文の自動生成が可能であること。

（カ）生成された改め文に公布文等を付加した状態での、ファイル出力が可能であること。

（キ）法令構造チェックや用語等が適正に使われているかの審査機能を有すること。

（ク）法制面で必要と思われる審査機能を有していること。

（ケ）システム運用面で必要と思われるバージョンアップについては、常に意識し実現していくこと。

（コ）例規データ部分の著作権は、本組合に帰属するものとすること。

イ　主要機能

（ア）新規制定、一部改正、全部改正及び廃止の改正手続を支援する機能を有すること。

（イ）改正後条文の起案が完成したところで、その条文の形式的な整合性を条文構造、用字用語、改正例規内引用関係等の観点から審査する機能を有し、他の例規との引用関係についても調査できる機能を有すること。

（ウ）改正後条文の審査が終了した時点で、本組合の要望に可能な限り対応した新旧対照表形式にて、出力できる機能を有すること。

（エ）起案段階での新旧対照表が完成した時点で、改め文を自動生成し、自動生成後も修正・印刷・保存ができる機能を有すること。

（オ）自動生成した改め文を公布文形式で出力する機能を有すること。

（カ）とけ込み処理前（公布処理前）までは、作業の取消し、修正、追加等が行える機能を有すること。

（キ）最新の法令・辞書機能等を利用した審査機能を有すること。

（ク）引用例規･引用法令のリンクが自動的に生成できる機能を有すること。

（ケ）システムは、LOGIN ID とパスワード等によるセキュリティ機能等を有すること。

5　システムの導入・保守に関すること

（1）システムの導入

ア　システム導入にあたっては、受託者が業務に支障のないよう考慮した導入計画を策定すること。

イ　ソフトウェア等のインストールについては、受託者が、業務に支障のないよう考慮した導入計画を策定すること。

（２）システムの保守

ア　システム導入後においては、常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持し、システムに関する問合せ等に対し、迅速かつ適切に対応ができるサポートデスク等を設置すること。

イ　本組合及び静岡県が実施するセキュリティ監査に対応すること。

ウ　セキュリティ監査により、脆弱性を有する可能性があると報告された場合は、受託者の負担にて速やかに対応すること。

エ　業務全般に対する質問に対し、電話、電子メール又はＦＡＸにて対応できること。

オ　例規管理システム、法制支援システムの基本的な機能バージョンアップについては、無償で提供すること。

（３）システム運用開始日

2027 年４月１日から運用を開始できる状態とすること。

（４）システム提供基本時間

システム提供基本時間は、平日午前９時から午後５時 30 分までの間とし、データ更新、バックアップ、関連ソフトインストール等の保守作業は、システム提供基本時間外に実施すること（保守作業を行わない場合は、システム提供基本時間外においても 利用可能な状態を保持すること。）。

（５）例規議案審査支援

ア　例規議案作成に疑義が生じた場合、電話、電子メール及びＦＡＸ等を通じて照会ができる体制を構築すること。

イ　新規制定文及び一部改正文を年 20 件程度審査すること。

（６）システム操作のサポート

ア　システム導入時には、職員を対象にした操作研修会を計画的に実施すること。

イ　職員に対するシステム操作研修を年１回以上開催すること。

ウ　操作方法についての問合せ窓口（電話、電子メール等）を設置すること。

エ　システムに関する操作説明書を納品すること。

（７）納品物

例規の検索・閲覧が可能であるデータが格納されており、スタンドアローンで体系検索、五十音検索が可能である CD-ROM を受託者が作成し、無償でシステムの構築時及び更新の都度を提供すること。

（８）データ更新

ア　本組合が送付する制定改廃された例規の原稿によりデータ更新作業を行い、概ね 30 日以内にデータ更新を完了すること。

イ　データ更新時に本組合が提供する原議についても例規データベースシステムに登載すること。

6　稼働実績

この公告日時点において、本仕様書に記載した要件を満たすシステムを県内の市町等に対して１団体以上に提供していること。

7　その他

（1）例規集データベース化の作業により作成された例規データ及び本組合が提供したデータ又は本組合が発注し納品された成果物（データ及び紙媒体等）の著作権については、受託者が提供するシステム並びにシステムのプログラム等を除き全て本組合に帰属すること。

（2）年１回及び契約終了時に、システムに登載されている現行例規データ、廃止例規データ及び改正原議データについて、データ移行可能な汎用フォーマット（rtf、html、txt等）で出力し、ＤＶＤ－ＲＯＭ等の記録媒体で記録し、無償で本組合に提供すること。また、例規集を２部印刷し、本組合に提出すること。

（3）その他、本組合に有益と思われるサービスを提供すること。

以上